

第 1 章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 策定にあたって

本計画は、本市障がい者福祉計画（第 3 期）で掲げる「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」の基本理念のもと、厚生労働省が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、神奈川県の方考え方を踏まえ、保健と福祉と教育等との連携による、乳幼児期から就学期までの切れ目のない一貫した障がい児支援と特別支援学校、障がい福祉サービス事業所、ハローワーク及び保健福祉事務所等の豊富な社会資源がそれぞれ連携して様々な取組みを進めているという本市の特徴を最大限に活かし、着実に推進することを目指して策定しました。

2 本計画策定の趣旨と期間

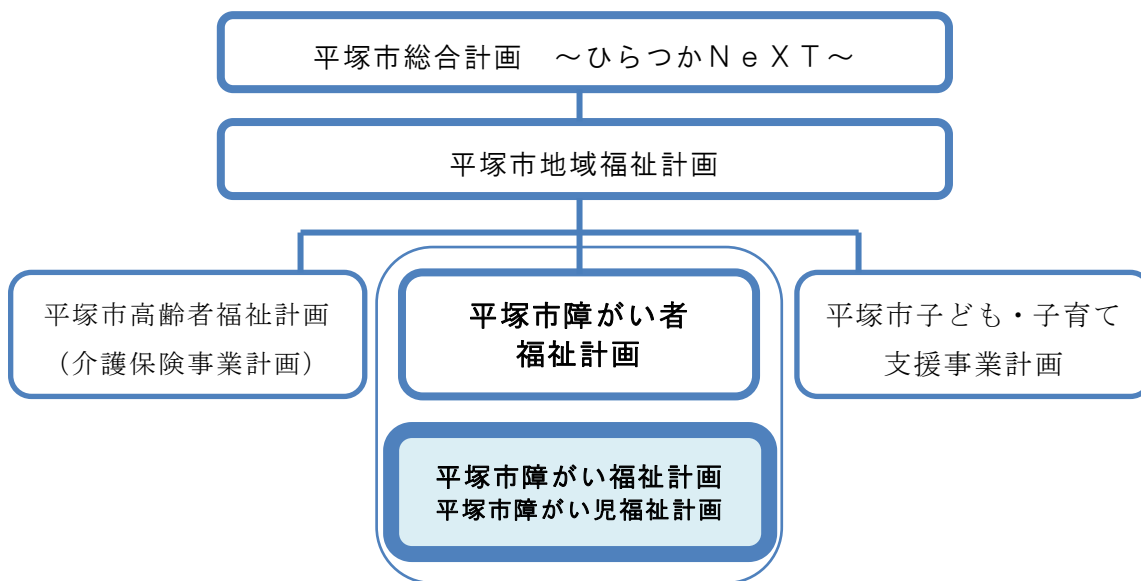
「平塚市障がい福祉計画（第 5 期）」及び「平塚市障がい児福祉計画（第 1 期）」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられたことに伴い、これまで策定してきた障害福祉計画と併せて障害児福祉計画を策定するものです。

なお、「平塚市障がい福祉計画（第 4 期）」では、すでに児童福祉法サービスの見込量等についても盛り込んでおり、障がい児及び障がい者におけるサービスや施策については一連であるものと捉えてきました。

「平塚市障がい福祉計画（第 5 期）」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の「市町村障害福祉計画」に、「平塚市障がい児福祉計画（第 1 期）」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の「市町村障害児福祉計画」に当たるもので、障害者総合支援法第 88 条第 6 項、児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項により、一体の計画として作成することができるものとされていることから、本計画は平成 30 年度から平成 32 年度までの「平塚市障がい福祉計画（第 5 期）（平塚市障がい児福祉計画（第 1 期）を含む）」として障がい児と障がい者を一体のものとして作成しました。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
(平成 19 年度～) 平塚市障がい者福祉計画（第 2 期）			平塚市障がい者福祉計画（第 3 期）					(改定予定)	
(平成 24 年度～) 平塚市障がい福祉計画（第 3 期） (障害福祉サービス)			(平成 24 年度～) 平塚市障がい福祉計画（第 4 期） (障害福祉サービス) → (児童福祉法サービス) →			(平成 30 年度～) 平塚市障がい福祉計画（第 5 期） (平塚市障がい児福祉計画（第 1 期） を含む)			

3 計画の位置付け



4 本計画の対象者

この計画の対象者となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（高次脳機能障害者及び発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに難病患者等（障害者総合支援法施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）であって18歳以上であるものをいいます。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標は、国の基本指針に即し、神奈川県のお考え方を踏まえ、前期計画での推移及び本市の実情を考慮して設定しました。

1 基本指針に基づく項目ごとの成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[基本指針における目標値]

- ◆平成32年度末時点で、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ◆平成32年度末時点で、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

神奈川県では、平成30年度より津久井やまゆり園再生に向けた取組みの全県展開と、さらなる地域生活移行の促進に係る取組みを実施し、障害支援区分が重度の施設入所者を受け入れられる生活の場の確保及び地域生活をフォローする支援の充実等により、重度の方の地域移行を進めていくことを考えています。

神奈川県における人口10万人当たりの入所施設の入所者数は全国最少で、他県に比べると入所施設が少ない背景があります。

本市においては、支援する家族の高齢化とそれによる介護力の低下、施設入所者の重度化、また虐待ケースの対応による入所もあることなどから、近年は施設入所者数が減少しにくい状況にあります。今後もその傾向は続くと考えられ、地域移行が比較的しやすい障害支援区分が中軽度（区分1～4）の施設入所者の地域移行を考えても、第4期での成果目標を達成するのは困難な状況にあります。

そこで本市では、平成29年度の動向を含むこれまでの実績や、施設に入所している障がい者の状況や生活の場に関する意思の確認、今後県の地域生活移行の促進の取組みなど、神奈川県を示す留意事項を勘案するとともに、グループホームの整備が進んでいる状況や、地域移行の取組みを進めていくことなど、地域の実情を踏まえて成果目標を設定しました。

地域生活への移行については、平成28年度の地域生活移行者の実績を踏まえるとともに、グループホームの整備が進んでいる状況や、地域移行の取組みを進めていくことなど、本市の実情を踏まえて、施設入所者数の削減についても成果目標を設定しました。

施設入所者数の減少については、地域生活移行者の実績を見据えながら、基本指針の趣旨を踏まえ、本市の実状に応じた削減目標を設定しました。

区 分	数 値	備 考
平成 28 年度末の施設入所者数	255 人	平成 28 年度末における施設入所者数
地域生活移行者数	12 人 (4.7%)	平成 32 年度末までの地域生活移行者数 (割合)
新たな施設入所者数	7 人	平成 32 年度末までの施設への新規入所 者数
平成 32 年度末の施設入所者数	250 人	平成 32 年度末における施設入所者数
施設入所者削減目標	5 人 (2.0%)	平成 32 年度末までの施設入所者削減数 (割合)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[基本指針における目標値]

- ◆平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

本市では、今回新たに定めることとされた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、既存の協議体を活用することも視野に入れながら、精神障がいに関する保健、医療、福祉関係者による協議の場の平成 32 年度末の設置に向けた検討を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

[基本指針における目標値]

- ◆平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

本市では、地域生活支援拠点等の整備については、緊急受入を常時行うことのできる体制確保や、日常の支援、受入以外で拠点としての要件を満たすのが非常に難しい状況などもあり、第 4 期での成果目標を達成するのは困難な状況にあります。

障がい者等の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、ニーズの把握や課題の整理を行い、市内外の既存の社会資源との連携等を模索するとともに、基幹相談支援センターの整備研究も視野に入れるなどしながら、平成 32 年度末までに整備に関する方針を定めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

[基本指針における目標値]

- ◆平成 32 年度中に一般就労に移行する者について、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
- ◆就労移行支援事業の利用者数について、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- ◆就労移行支援事業所のうち、平成 32 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ◆就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

障害者雇用促進法の改正により、平成30年度から障がい者の雇用率の基準が上がることなどから、近年、障がい者の一般就労者数が増加しています。

本市における一般就労への移行者数、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、第4期での成果目標を達成するのは困難な状況にありますが、一般就労への移行者数は、目標にかなり近い実績となる見込みです。また、就労移行支援事業所の利用者数については、第4期での成果目標を達成する見込みです。

一般就労への移行者数、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合については、障害者就業・生活支援センター等との連携を図ることなどを視野に入れ、平成28年度の実績を踏まえて設定しました。

就労移行支援事業所の利用者数については、平成28年度の利用実績や第4期計画期間の伸び率、サービス利用者数の動向を踏まえ、実情に応じて設定しました。

就労定着支援事業による支援における1年後の職場定着率については、平成30年度から始まる新規サービスであることや、提供する事業所が現時点では未定であることを踏まえて設定しました。

福祉施設から一般就労への移行者数

区 分	数 値	備 考
平成28年度の福祉施設から一般就労への移行者数	24人	平成28年度実績
平成32年度の福祉施設から一般就労への移行者数	36人	

就労移行支援事業の利用者数

区 分	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	92人	平成28年度実績
平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	92人	

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

区 分	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0%	4事業所
平成32年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	66%	

就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率

区 分	数 値	備 考
平成32年度末の就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率	8割	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

[基本指針における目標値]

◆児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

本市では、児童発達支援センターが1か所設置されています。また、保育所等訪問支援を実施する事業所は2か所あります。今後も、それぞれの事業所に対して、サービス提供体制の充実に資する支援を行うとともに、必要に応じて新規に事業所のサービス開始を促します。

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

[基本指針における目標値]

◆重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が1か所あり、その他利用可能な児童発達支援事業所が1か所あります。また、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所はありませんが、利用可能な放課後等デイサービス事業所が2か所あります。今後は、これらの事業所を有効活用するとともに、必要に応じて、新規に重症心身障がい児を主に支援する事業所のサービス開始を促します。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

[基本指針における目標値]

◆医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

本市では、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、顔の見える関係づくりの構築を目指し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等からなる協議の場の設置に向けた検討を進めていきます。

第3章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み及び確保策

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び確保策は、国の基本指針に即し、神奈川県のお考え方を踏まえ、前期計画での推移及び本市の実情を考慮して決めました。

◇見込単位は、個別のサービスごとに基本指針等で定められている単位とし、実利用見込者数及びサービス見込量（時間数、月数、回数、件数等）は、一月当たりの見込数量としました。

ただし、一月当たりの見込数量で表すことが難しいサービスについては、年間の見込数量とし、その旨を注記しました。

◇サービス見込量単位の「人日」とは、一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位です。

◇平成29年度実績は、年度途中での実績値を基に算定した推計値であるため、確定値ではありません。

1 障害福祉サービス等の見込み及び確保策

(1) 訪問系サービス

在宅の障がい者が、居宅時や外出時に必要となる介護サービス全般をまとめたものです。障害者総合支援法では、それぞれ独立したサービスとされていますが、類似性、共通性があることから、この計画においては、便宜上まとめて定めています。

ア 居宅介護

ヘルパーを派遣して、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がい等で行動に著しい障がいがあり、常時介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における介護等を行うサービスです。

ウ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動時や外出先での必要な情報提供の支援や、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行うサービスです。

エ 行動援護

知的障がい、精神障がい等で行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人に対し、行動時の危険を回避するために必要な援護や、外出時にお

ける移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

オ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の障がい者で、意思疎通を図るのに著しい支障があり、行動上も著しい困難がある人を対象に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加やサービス提供事業所数の増加もあり、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、訪問系サービスについては、利用量の増加が見込まれるため、市内のサービス提供事業所の利用を中心とした対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	324人	330人	336人	342人
利用見込時間数	5,579時間	5,610時間	5,712時間	5,814時間

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

常時介護を必要とする障がい者を対象に、主に日中に障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の必要な支援等を行うサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加やサービス提供事業所数の増加もあり、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、生活介護については、利用量の増加が見込まれるため、市内のサービス提供事業所の利用を中心とした対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	627人	637人	647人	657人
サービス見込量	12,308人日	12,740人日	12,940人日	13,140人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練は、機能訓練と生活訓練から構成されています。

自立訓練（機能訓練）は、身体障がい者が地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーションや日常生活に関する訓練等を行うサービスです。

一方、自立訓練（生活訓練）は、知的障がい者、精神障がい者が地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、食事や家事等の日常生活能力の向上を支援するサービスです。

平成29年度の利用実績は、自立訓練（機能訓練）については、平成26年度に推計した見込量を上回っています。自立訓練（生活訓練）については、平成26年度に推計した見込量を下回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

自立訓練については、障がい者の自立した生活や社会生活に向けてサービスを提供しますが、市内のサービス提供事業所が少ないため、市外の事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練(機能訓練) 利用見込者数	12人	14人	16人	18人
自立訓練(機能訓練) サービス見込量	111人日	126人日	144人日	162人日
自立訓練(生活訓練) 利用見込者数	5人	5人	5人	5人
自立訓練(生活訓練) サービス見込量	115人日	115人日	115人日	115人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

ウ 就労移行支援

一般就労などを希望する障がい者について、有期限の支援計画に基づき、知識、能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労、また就職後における職場への定着等を支援するサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加や市外においてサービス提供事業所数の増加もあり、また、障害者雇用促進法の改正に伴う障がい者の法定雇用率引上げによる雇用機会の拡大等が考えられ、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、サービス利用者数の動向を勘案して算定しました。

今後、就労移行支援については、市外のサービス提供事業所は増加傾向にあります。市内の事業所が少ないため、市外の事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	92人	92人	92人	92人
サービス見込量	986人日	1,012人日	1,012人日	1,012人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

エ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援は、就労継続支援（A型）と就労継続支援（B型）から構成されています。

就労継続支援（A型）は、一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づく福祉的就労の機会を提供するサービスです。

一方、就労継続支援（B型）は、一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づかないものの、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、能力の向上を図るサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加や市外のサービス提供事業所数の増加もあり、また、障害者雇用促進法の改正による障がい者の法定雇用率引上げによる雇用機会の拡大等が考えられ、平成26年度に推計した見込量を大きく上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、就労継続支援については、利用量の増加が見込まれるため、市外のサービス提供事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型） 利用見込者数	60人	61人	62人	63人
就労継続支援（A型） サービス見込量	960人日	976人日	992人日	1,008人日
就労継続支援（B型） 利用見込者数	457人	467人	477人	487人
就労継続支援（B型） サービス見込量	8,034人日	8,406人日	8,586人日	8,766人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

オ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、企業、自宅等への訪問や障がい者からの来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導、助言等の支援を実施するサービスです。

就労定着支援については、平成30年度から開始となる新規サービスであるため、事業所が新たにサービス提供を開始することを前提として見込量を

勘案し、算定しました。

今後、就労定着支援については、市外のサービス提供事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス見込量	———	1人	1人	1人

※年間の実利用見込者数

カ 療養介護

主に日中に病院などで医療を受けながら機能訓練や療養上の管理や看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を受けるサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加やサービス提供事業所数の増加もあり、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、療養介護については、市内で対応する事業所はありませんが、これまでの利用者に加えて、障がいの重度化の傾向が見られることから、市外のサービス提供事業所の利用につなげる広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	35人	36人	37人	38人

※年間の実利用見込者数

キ 短期入所

介護者が病気等により障がい者を介護できない場合等に、障がい者が障がい者支援施設等に短期的に入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護を受けるサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加や利用ニーズの増加、サービス提供事業所数の増加もあり、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、短期入所については、福祉型、医療型ともに利用量の増加が見込まれるため、市内のサービス提供事業所の利用を中心とした対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	314人	324人	334人	344人
サービス見込量	1,130人日	1,296人日	1,336人日	1,376人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

(3) 居住系サービス

ア 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅へ訪問し、食事、掃除等の日常生活や体調等に関する確認の他、利用者からの随時の相談に応じるなど、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間支援するサービスです。

自立生活援助については、平成30年度から開始となる新規サービスであるため、事業所が新たにサービス提供を開始することを前提として見込量を勘案し、算定しました。

今後、自立生活援助については、市外のサービス提供事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス見込量	———	1人	1人	1人

※年間の実利用見込者数

イ 共同生活援助

地域生活を営むための居住の場において、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護等の必要な支援を提供するほか、生活等に関する相談や日常生活全般にわたる援助を行うサービスです。平成26年4月に、共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)へ一元化されました。

平成29年度の利用実績は、平成26年4月に、共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)が一元化されたことも併せて、サービスを利用する障がい者数や利用ニーズ、サービス提供を行う事業所の増加もあり、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、共同生活援助については、地域生活への移行に向けた受け入れ先等としても、利用量及び市内外におけるサービス提供事業所数の増加が見込まれるため、市外のサービス提供事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	196人	202人	208人	214人

※年間の実利用見込者数

ウ 施設入所支援

主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等が必要な障がい者や、通所することが困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に居住の場を提供し、安定した日常生活が営めるよう支援するサービスです。このサービスを利用するためには、障害支援区分が区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)等の要件があり、現在の入所施設利用者であっても、障害支援区分によっては利用ができなくなることがあります。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加や利用ニーズの増加、サービス提供事業所数の増加もあり、平成26年度に推計した見込量を上回っています。第4期計画期間では、施設の退所者や新たな入居者を勘案し、施設入所者の減少や地域移行を見据えて減少の見込みとしていました。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向からは増加となりますが、基本指針における施設入所者数の削減、地域移行の促進に関することや平成28年度の地域移行者の人数等を踏まえて減少を見込みました。

今後も、施設入所支援については、利用者の状況を踏まえた地域移行への推進等により、施設入所者の減少に伴うサービス利用量の減少が見込まれますが、引き続き、サービスの利用を必要とする障がい者には、市外のサービス提供事業所の利用も含めた広域的な対応により、適切なサービス支給とサービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	268人	267人	266人	265人

※年間の実利用見込者数

(4) 相談支援

ア 計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

障害福祉サービスを利用しようとする障がい者は、指定特定相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼します。サービス等利用計画は、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案し、事業者や関係機関等との連絡調整を行うことにより作成されるもので、障害福祉サービス提供事業所は、その内容を反映して障がい者本人に適した支援を行っていくこととなります。また、サービスの利用開始後は、その支給決定期間内で定めたモニタリング期間ごとに継続して、サービスの利用状況の検証や心身の状況等を確認し、必要に応じてサービス等利用計画の見直しを行います。

平成29年度の利用実績は、平成24年4月に、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス等利用計画を作成するよう制度が改められて以降、サービス等利用計画の作成と、それを作成する事業所及び相談支援専門員が年々増加していることから、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度で障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画の作成が完了する予定であることから、平成29年度の利用実績及びサービス利用者のサービス等利用計画を作成する期間、セルフプランからサービス等利用計画への移行を勘案して算定しました。

今後も、計画相談支援については、セルフプランからの移行等によるサービス等利用計画の作成を一層促進するため、サービス提供事業所の情報を提供するとともに、相談支援の質の向上のための取組みを進めるなど、計画相談支援体制の充実を図ることにより、増加するサービス量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
作成見込数	337件	345件	353件	361件

※年間の作成見込件数

イ 地域移行支援

障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談を行うサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の実績が少なかったこともあり、平成26年度に推計した見込量を下回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の推移を勘案して算定しました。

今後も、地域移行支援については、施設や精神科病院から地域への移行を希望する障がい者への支援を進めるため、市外のサービス提供事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス見込量	1人	1人	1人	1人

※年間の実利用見込者数

ウ 地域定着支援

地域に移行し、居宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に応じるサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の実績がなかったこともあり、平成26年度に推計した見込量を下回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績はなかったものの、対象者に密着したサービス提供体制が必要で、過去の相談支援の実績等を勘案し、今後の地域定着にかかるサービス利用量を算定しました。

今後も、地域定着支援については、地域での安定した生活の継続を図る障がい者への支援を進めるため、市外のサービス提供事業所の利用も含めた広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
サービス見込量	0人	1人	1人	1人

※年間の実利用見込者数

(5) その他の事業

ア 補装具給付事業

身体障がい者に対して、障がいのある部分を補うための用具を給付する事業です。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の実績が大きく変動しなかったこともあり、平成26年度に推計した見込量を下回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の推移、身体障がい者数の動向を勘案して算定しました。なお、身体障がい者数の増加に伴って支給量が増加するものと見込んでいますが、身体障害者手帳取得者の状況から、車いすや歩行補助つえなどは、支給対象者の相当数が介護保険の被保険者で、その多くは介護保険による給付となる可能性が高いことなどが考えられるため、増加の幅は小さいものと見込んでいます。

今後も、補装具給付事業については、補装具の給付が必要な障がい者の特性に合わせた支援を進めるため、適切な給付と事業の円滑な実施に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
義 肢	32件	33件	34件	35件
装 具	216件	221件	226件	231件
車 い す	180件	183件	186件	189件
歩行補助つえ	5件	6件	7件	8件
義 眼	2件	2件	2件	2件
盲人安全つえ	24件	26件	28件	30件
補 聴 器	158件	161件	164件	167件
そ の 他	42件	44件	46件	48件
合 計	659件	676件	693件	710件

※年間の給付見込件数

2 地域生活支援事業の見込み及び確保策

(1) 必須事業

ア 相談支援事業

障がい者の日常生活上の問題や障害福祉サービスの利用方法等について相談に応じるサービスです。

本市では、現在3か所の相談支援事業所を設置しており、障がい特性等に応じたきめ細やかな対応を図ることとしています。

その他に、この3か所の事業所を中核とした地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業の評価や関係機関によるネットワーク構築、地域社会資源の開発、改善等について、協議、検討をしています。

今後も、相談支援事業については、障がい者の生活支援と円滑な事業の実施に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業所 設置数	3か所	3か所	3か所	3か所

※年間の見込箇所数(継続)

イ 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等が通院や就職、教育に関する相談、公的手続きを行う場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するサービスです。

また、本市では平成24年9月に嘱託員の手話通訳者を雇用し、庁内の窓口手続きにおける利便性の向上を図っています。

平成29年度の利用実績は、対象者数、利用回数ともに平成26年度に推計した見込量から大きな変動はない状況となっています。

第5期における事業の見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の推移を勘案して算定しました。

今後も、意思疎通支援事業については、障がい者への情報保障を進めるため、手話通訳者や要約筆記者の養成や確保を図るとともに、サービスの提供体制の確保に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者 設置見込人数	1人	1人	1人	1人
手話通訳者派遣 利用見込者数	51人	53人	55人	57人
要約筆記者派遣 利用見込者数	12人	14人	16人	18人

※年間の設置及び利用見込者数

ウ 日常生活用具給付等事業

主に身体障がい者に対して、日常生活を送る上で利便性が向上するための用具を給付するサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の実績が大きく変動しないこともあり、給付内容によって増減に違いはあるものの、平成26年度に推計した見込量から大きな変動はない状況となっています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の推移、身体障がい者数の動向を勘案して算定しました。なお、身体障がい者数の増加に伴って支給量が増加するものと見込んでいますが、品目によっては、支給対象者の相当数が介護保険の被保険者で、その多くは介護保険による給付となる可能性が高いことなどが考えられるため、増加の幅は小さいものと見込んでいます。ただし、身体障害者手帳取得者の状況から、排泄管理支援用具（ストマ用具）の給付件数は、一定の増加を見込んでいます。

今後も、日常生活用具給付等事業については、日常生活用具の給付が必要な障がい者の支援を進めるため、適切な給付と円滑な事業の実施に努めます。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	27件	27件	27件	27件
自立生活支援用具	67件	68件	69件	70件
在宅療養等支援用具	40件	41件	42件	43件
情報・意思疎通支援用具	30件	31件	32件	33件
排泄管理支援用具	7,001件	7,079件	7,157件	7,235件
合 計	7,165件	7,246件	7,327件	7,408件

※年間の給付見込件数

※排泄管理支援用具については、1人につき1か月分の給付を1件としての見込件数

エ 移動支援事業

障がい者が外出する際に、目的地までの誘導や安全の確保等必要となる介護を行うサービスです。

平成29年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加やサービス提供事業所数の増加もあり、平成26年度に推計した見込量を上回っています。

第5期におけるサービスの見込量は、平成29年度の利用実績及び第4期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、移動支援事業については、利用量の増加が見込まれるため、市内のサービス提供事業所の利用を中心とした対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	218 人	223 人	228 人	233 人
利用見込時間数	1,090 時間	1,115 時間	1,140 時間	1,165 時間

オ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するためのサービスです。市内には、相談支援事業所に併設した 3 か所と、地域作業所から移行した 19 か所が事業を実施しています。

平成 29 年度の利用実績は、平成 28 年度にサービス提供事業所 1 か所が生活介護事業所へ移行したこともあり、利用日数の減少により、平成 26 年度に推計した見込量を下回っています。

第 5 期におけるサービスの見込量は、平成 29 年度の利用実績及び第 4 期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、地域活動支援センター事業については、市内に数多くの事業所があり、障がい者の日中活動の場として安定的に通所できる場所として利用されていることから、市内のサービス提供事業所によるサービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置見込事業所数	22 か所	22 か所	22 か所	22 か所
利用見込者数	385 人	385 人	385 人	385 人
サービス見込量	4,466 人日	4,620 人日	4,620 人日	4,620 人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

(2) 任意事業

ア 訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な重度の障がい者に、入浴車により入浴を提供するサービスです。

平成 29 年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の減少により、平成 26 年度に推計した見込量を下回っています。

第 5 期におけるサービスの見込量は、平成 29 年度の利用実績及び第 4 期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、訪問入浴サービスについては、市内に対応する事業所があるので、自宅での入浴が困難な重度の障がい者が安定してサービスが利用できるよう、サービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	20 人	20 人	20 人	20 人
利用見込回数	111 回	120 回	120 回	120 回

イ 生活訓練（社会参加促進事業）

視覚障がい者や肢体不自由の障がい者を対象に、歩行訓練会を開催する事業です。

第 5 期における事業の見込量は、第 4 期計画期間において毎年安定して実施しているため、これまでと同様の回数を見込みました。

今後も、生活訓練（社会参加促進事業）については、引き続き実施に努めます。

区 分	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
歩行訓練会 開催見込回数	3 回	3 回	3 回	3 回

※年間の開催見込回数

ウ 日中一時支援（障がい児タイムケア事業を含む）

障がい者の家族の就労支援や、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者の見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うサービスです。

平成 29 年度の利用実績は、サービスを利用する障がい者数の増加やサービス提供を行う事業所の増加もあり、平成 26 年度に推計した見込量を上回っています。なお、主に医療的ケアが必要な重度障がいの小学生を対象に、放課後や長期休暇中の余暇を支援し、保護者の就労等をサポートしている障がい児タイムケア事業については、サービスを提供する事業所が限られているため、ほとんど変化がありません。

第 5 期における利用者の見込量は、平成 29 年度の利用実績及び第 4 期計画期間の伸び率、障がい者数の動向を勘案して算定しました。

今後も、日中一時支援については、利用量の増加が見込まれるため、市内のサービス提供事業所の利用を中心とした対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

区 分	平成 29 年度 (実績見込)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込者数	130 人	136 人	142 人	148 人

※年間の実利用見込者数

3 障害児通所支援等の見込み及び確保策

(1) 児童発達支援

心身の発達に気がかりな点や何らかの課題、遅れ、障がいのある子どもに療育活動を行うサービスです。

近年の利用実績は対象者数、延べ利用量ともほぼ横ばいの状況のため、サービス見込量は、平成30年度以降は平成29年度と同等の利用を見込みました。

今後も、サービス提供事業所に対して、厚生労働省が作成した児童発達支援ガイドラインを周知徹底するとともに、それぞれの事業所と連携を図りながらサービスの質の確保及びその向上を図ります。また、医療型児童発達支援は現状見込みがありませんので、推計はしていません。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	150人	150人	150人	150人
サービス見込量	900人日	900人日	900人日	900人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

(2) 放課後等デイサービス

放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や各種プログラム、レクリエーションを提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行うサービスです。

近年の利用実績は、対象者数、延べ利用量とも増加傾向にあることから、サービス見込量は、平成29年度の利用実績と対象者数を勘案し、緩やかな増加傾向を見込みました。

今後も、サービス提供事業所に対して、厚生労働省が作成した放課後等デイサービスガイドラインの周知徹底及び連携を図りながらサービスの質の確保及びその向上を図ります。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	500人	530人	560人	590人
サービス見込量	5,000人日	5,300人日	5,600人日	5,900人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

(3) 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

近年の利用実績は対象者数、延べ利用量ともほぼ横ばいの状況ですが、サービス見込量は、既存の保育所等訪問支援事業所の体制充実を見込み、平成

29年度の利用実績と対象者数を勘案し、緩やかな増加傾向を見込みました。今後も、既存の保育所等訪問支援事業所の体制充実を図り、サービスの質の確保及びその向上を図ります。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	12人	14人	16人	18人
サービス見込量	24人日	28人日	32人日	36人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

(4) 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度から新たに位置付けられるサービスです。重度の障がい等の状態にある障がい児で通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

支援を必要とする対象者やそのニーズを的確に把握し、制度の周知を図るとともに事業所のサービス開始を促します。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用見込者数	----	0人	0人	1人
サービス見込量	----	0人日	0人日	2人日

※人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

(5) 障害児相談支援

サービスを利用する障がい児に対し、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案した上で、事業者や関係機関等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを行うサービスです。

近年、障害児通所支援サービス等を利用する全ての児童について、障害児相談支援利用計画を作成することになっています。平成30年度の見込みは全ての支給決定者の人数を想定し、その後は放課後等デイサービス利用者の増加の推移を勘案しました。

今後も、相談支援事業所と連携を図りながら、一人一人の状態やニーズに即したサービス計画の作成及びモニタリングの実施が行われるよう、事業所への研修会等を通じて支援します。

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
作成見込数	680件	710件	740件	770件

※年間の作成見込件数

4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み

(1) 障害福祉サービス等

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	324 人	330 人	336 人	342 人
	5,579 時間	5,610 時間	5,712 時間	5,814 時間
生活介護	627 人	637 人	647 人	657 人
	12,308 人日	12,740 人日	12,940 人日	13,140 人日
自立訓練（機能訓練）	12 人	14 人	16 人	18 人
	111 人日	126 人日	144 人日	162 人日
自立訓練（生活訓練）	5 人	5 人	5 人	5 人
	115 人日	115 人日	115 人日	115 人日
就労移行支援	92 人	92 人	92 人	92 人
	986 人日	1,012 人日	1,012 人日	1,012 人日
就労継続支援（A型）	60 人	61 人	62 人	63 人
	960 人日	976 人日	992 人日	1,008 人日
就労継続支援（B型）	457 人	467 人	477 人	487 人
	8,034 人日	8,406 人日	8,586 人日	8,766 人日
就労定着支援（年）	———	1 人	1 人	1 人
療養介護（年）	35 人	36 人	37 人	38 人
短期入所	314 人	324 人	334 人	344 人
	1,130 人日	1,296 人日	1,336 人日	1,376 人日
自立生活援助（年）	———	1 人	1 人	1 人
共同生活援助（年）	196 人	202 人	208 人	214 人
施設入所支援（年）	268 人	267 人	266 人	265 人
計画相談支援（年）	337 件	345 件	353 件	361 件
地域移行支援（年）	1 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援（年）	0 人	1 人	1 人	1 人
補装具給付事業（年）	659 件	676 件	693 件	710 件
義肢	32 件	33 件	34 件	35 件
装具	216 件	221 件	226 件	231 件
車いす	180 件	183 件	186 件	189 件
歩行補助つえ	5 件	6 件	7 件	8 件
義眼	2 件	2 件	2 件	2 件
盲人安全つえ	24 件	26 件	28 件	30 件
補聴器	158 件	161 件	164 件	167 件
その他	42 件	44 件	46 件	48 件

※ 人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

※（年）：年間のサービス見込量

(2) 地域生活支援事業

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業(年)	3か所	3か所	3か所	3か所
意思疎通支援事業(年)				
手話通訳者設置見込人数	1人	1人	1人	1人
手話通訳者派遣利用見込者数	51人	53人	55人	57人
要約筆記者派遣利用見込者数	12人	14人	16人	18人
日常生活用具給付等事業(年)	7,165件	7,246件	7,327件	7,408件
介護・訓練支援用具	27件	27件	27件	27件
自立生活支援用具	67件	68件	69件	70件
在宅療養等支援用具	40件	41件	42件	43件
情報・意思疎通支援用具	30件	31件	32件	33件
排泄管理支援用具	7,001件	7,079件	7,157件	7,235件
移動支援事業				
利用見込者数	218人	223人	228人	233人
利用見込時間数	1,090時間	1,115時間	1,140時間	1,165時間
地域活動支援センター事業				
設置見込事業所数	22か所	22か所	22か所	22か所
利用見込者数	385人	385人	385人	385人
サービス見込量	4,466人日	4,620人日	4,620人日	4,620人日
訪問入浴サービス				
利用見込者数	20人	20人	20人	20人
利用見込回数	111回	120回	120回	120回
生活訓練(年)				
歩行訓練会開催見込回数	3回	3回	3回	3回
日中一時支援(障がい児タイムケア事業を含む)	130人	136人	142人	148人

※ 人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

※ (年)：年間のサービス見込量

(3) 障害児通所支援等

区 分	平成29年度(実績見込)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援				
利用見込者数	150人	150人	150人	150人
サービス見込量	900人日	900人日	900人日	900人日
放課後等デイサービス				
利用見込者数	500人	530人	560人	590人
サービス見込量	5,000人日	5,300人日	5,600人日	5,900人日
保育所等訪問支援				
利用見込者数	12人	14人	16人	18人
サービス見込量	24人日	28人日	32人日	36人日
居宅訪問型児童発達支援				
利用見込者数	——	0人	0人	1人
サービス見込量	——	0人日	0人日	2人日
障害児相談支援(年)	680件	710件	740件	770件

※ 人日：一月当たりの実利用見込者数に一人当たりのサービス平均利用日数を乗じた単位

※ (年)：年間のサービス見込量

資料 国の定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）（抜粋）

1 基本指針における目標（目標年度：平成32年度（一部は平成30年度））

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上の者が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減することを基本とする。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

（3）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障害児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。